

令和4年度 特定教育・保育施設の利用定員について

1. 定員について

施設の定員には、「認可定員」と「利用定員」があります。

○認可定員とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。（現在、洲本市に地域型保育事業はありません。）

○利用定員とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

市町村長が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法第三十一条の規定に基づき（下記参照）、子ども・子育て会議で意見聴取を行うものとされています。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2. 令和4年度 特定教育・保育施設利用定員（予定）

(1) 洲本市全体

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—			149			149
2号認定	—			679			679
3号認定	56	283		—			339
計	56	283		828			1,167

(2) 幼保連携型認定こども園千草こどもの園 利用定員変更（R4.4.1 予定）

（変更前）

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>9</u>
2号認定	—	—	—	17	17	17	51
3号認定	10	12	17	—	—	—	39
計	10	12	17	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>99</u>

（変更後）

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定	—	—	—	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>15</u>
2号認定	—	—	—	17	17	17	51
3号認定	10	12	17	—	—	—	39
計	10	12	17	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>105</u>

(3) 需給バランス調整について

洲本市では、市圏域で見ると供給超過となっていることから、上記の定員変更（1号認定6人増）に伴い、全体的な需給バランスを調整する必要があります。

調整（案）については、下記のとおりです。

【1号認定】

市立洲本幼稚園及び大野幼稚園において、1号認定児の利用が少ないことから、両園の利用定員を変更します。

○洲本幼稚園 1号認定利用定員 : 55人 → 53人 (▲2人)

○大野幼稚園 1号認定利用定員 : 30人 → 26人 (▲4人)